

詳しく知りたい!

# 農業主導型6次産業化整備事業

加工機械の導入や販売施設の整備等を支援します!

本事業は公募対象事業です。

事業の実施を希望する農業法人等の皆様は、公募期間中に国に直接申請していただく必要があります。(4ページ「7 手続きの流れ」参照)

## 1 事業内容

### 6次産業化法人への支援

農業経営の6次産業化を図る農業法人等(以下「6次産業化法人」といいます。)が加工・流通・販売等についての新たな取組を行う場合に必要となる機械・施設等の整備を支援します。



### 連携法人への支援

6次産業化法人と連携・協力して生産活動を行う農業法人等(以下「連携法人」といいます。)が、上記6次産業化法人の整備と併せて行う農畜産物の生産に必要な機械・施設等の整備を支援します。



### 新たな取組とは?

自ら生産した農畜産物等を利用して新たに加工・流通・販売等のいずれか又は全てに取り組むことをいいます。

ただし、既に取り組んでいる分野においても、以下の場合は新しい取組に準ずるものとして支援対象となります。

- ・既存の取組を拡充するため、生産量の増加、品質の向上に取り組む場合
- ・品目の異なる農畜産物について新たに加工・流通・販売等に取り組む場合  
(例：既にいちごのジャム加工に取り組んでいる農業法人が、新たに野菜のカット加工に取り組む場合。3ページ「6 事業実施例ケース2参照」)

農林水産省

## 2 支援対象となる経営体

1. 農業経営を行う法人（農業協同組合は除きます）
2. その他農業者の組織する団体  
（代表者の定めがあり、組織及び運営について定めた規約のある団体に限ります）

### 実施主体としての要件

以下の1から5までの要件を全て満たす必要があります。  
なお、連携法人は6及び7の要件も満たす必要があります。

- 1 構成員に3戸以上の農家を含んでいること
- 2 農業経営を改善するための計画を有していること（農業経営改善計画など）
- 3 農畜産物の生産を行っていること
- 4 中小企業規模※であり、大企業の子会社でないこと
- 5 構成員に3戸以上の農家を含まない法人又は団体にあつては、地域からの常時雇用者を3名以上雇用している又は常時雇用者が新たに3名以上となる目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- 6 6次産業化法人と原料供給等の取引契約を締結していること
- 7 6次産業化法人の子会社でないこと

※ 中小企業規模とは資本金が3億円以下又は従業員数が300人以下のものをいいます。

## 3 整備内容

支援の対象となる機械・施設等は、例えば以下のようなものがあります。  
ただし、連携法人が整備する場合はこれらのうち生産に関する機械・施設等に限定されます。

- ・ 農畜産物加工施設（野菜カット工場など）
- ・ 農畜産物販売施設（直売所など）
- ・ 農畜産物提供施設（農家レストランなど）
- ・ 高生産性農業用機械施設（田植機、トラクターなど）
- ・ 簡易土地基盤整備（障害物除去、整地など）
- ・ 地方農政局長が特に必要と認める機械・施設等



## 4 補助率

- ・ 6次産業化法人……**2分の1以内**（農業用機械は3分の1以内）
- ・ 連携法人……**3分の1以内**

なお、どちらの場合も補助することのできる上限額は5千万円です。

## 5 採択要件

### 成果目標

事業実施年度から4年度目（平成25年度）を目標年度とする以下の成果目標を設定する必要があります。

- 1 農業経営に関する売上高が3千万円以上増加するか、売上高が30%以上増加するかのいずれかの高度な目標※
- 2 地域からの雇用者を、新たに延べ240人・日以上増加させる目標  
（常時雇用者は1人につき240人・日に換算する）
- 3 地域が抱える課題に応じた目標  
（耕作放棄地の活用、生産技術の普及、研修生の受け入れなど）

※ いずれか高度な目標は、例えば以下のように設定することとなります。

- 1 現在の売上高が2千万円の場合、3千万>30%増（6百万円）なので、3千万円以上増の目標を設定。
- 2 現在の売上高が2億円の場合、3千万<30%増（6千万円）なので、6千万円以上増の目標を設定。

### 承認基準

事業計画の承認にあたっては、以下のような基準を満たす必要があります。

- ・事業規模が1億円以上の場合、5年以上の経営経験があること
  - ・経営状況について、直近3年間の収支率が80%以上であり、かつ直近年において100%以上となっていること
  - ・定款、規約等に農業経営の6次産業化への取組が明記されていること
- 等

## 6 事業実施例

### ケース1 6次産業化法人が連携法人から野菜の供給を受けて新たに加工に取り組む場合



新たに“加工”に挑戦

補助率1/2以内



整備費用: 1億2千万円

5千万円の  
助成が可能!

連携  
(原材料の供給契約を締結)

6次産業化法人が行う施設等の整備と  
同一の事業計画により“生産規模を拡大”

この場合、  
合計6千万円の助成  
が受けられます!



補助率1/3以内



整備費用: 3千万円

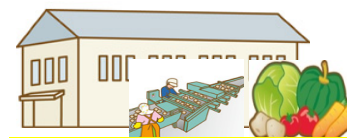
1千万円の  
助成が可能!

### ケース2 既に加工に取り組んでいる6次産業化法人が異なる品目での加工に取り組む場合



新たに“野菜のカット加工”に挑戦

補助率1/2以内



整備費用: 8千万円

この場合、  
4千万円の助成が  
受けられます!

## 7 手続きの流れ

- ① 6次産業化法人は、公募期間中に、地方農政局を經由して農林水産省に応募申請を行います。（第1回公募は4月6日（火）～5月12日（水）で行います。）
- ② 農林水産省で公募選定審査委員会を開催し、補助金交付候補者を選定します。
- ③ 補助金交付候補者となった6次産業化法人は、地方農政局長に事業実施計画の承認申請を行います。
- ④ 地方農政局長による事業実施計画の承認後、補助金交付決定の手続きを経て事業に着工します。
- ⑤ 事業計画の承認年度から目標年度までの4年間、6次産業化法人は成果目標等について自己点検を行い、地方農政局長等に報告します。
- ⑥ 地方農政局長は、点検報告について評価を行い6次産業化法人に通知するとともに、必要に応じて改善指導を行うなど適切な措置を講じます。

※ 上記文中の「地方農政局」は北海道にあっては農林水産省経営局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局を指します。

## 8 お問い合わせ先

農業主導型6次産業化整備事業の詳細については、下記までお気軽にお問い合わせ下さい。

### 〔地方農政局等〕

**東北農政局 生産経営流通部構造改善課 022-263-1111(内線 4084)**

〔管轄:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県〕

**関東農政局 生産経営流通部構造改善課 048-600-0600(内線 3386)**

〔管轄:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県〕

**北陸農政局 生産経営流通部構造改善課 076-263-2161(内線 3380)**

〔管轄:新潟県、富山県、石川県、福井県〕

**東海農政局 生産経営流通部構造改善課 052-201-7271(内線 2456)**

〔管轄:岐阜県、愛知県、三重県〕

**近畿農政局 生産経営流通部構造改善課 075-451-9161(内線 2363)**

〔管轄:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県〕

**中国四国農政局 生産経営流通部構造改善課 086-224-4511(内線 2496)**

〔管轄:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県〕

**九州農政局 生産経営流通部構造改善課 096-353-3561(内線 4268)**

〔管轄:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕

**沖縄総合事務局 農林水産部経営課地域づくり推進室**

〔管轄:沖縄県〕

**098-866-0031(内線 83294)**

### 〔農林水産本省〕

**経営局構造改善課経営構造対策室 03-6744-2148(直通)**

〔管轄:北海道〕